

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 住まい・定住

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	支援金	定住対策	定住ポイント事業	美郷暮らし推進課	転入ポイント	5ポイント付与（1ポイント1＝10,000円） ※ポイントは町内のみで使える美郷町商品券（1,000円×10枚）に交換できる		美郷町へ転入した40歳以下の者	
					就職ポイント	町内就職：20ポイント付与（1ポイント＝10,000円） 町外就職：10ポイント付与（1ポイント＝10,000円） ※ポイントは町内のみで使える美郷町商品券（1,000円×10枚）に交換できる		以下のいずれかに該当する者 ①美郷町へ転入した40歳以下の者で町内外で就職した者 ②町内に住所のある者で、新規卒業等の後1年以内に町内外で就職した者	
					結婚ポイント	15ポイント付与（1ポイント1＝10,000円） ※夫婦それぞれに上記ポイント付与（実質30ポイント付与） ※ポイントは町内のみで使える美郷町商品券（1,000円×10枚）に交換できる		婚姻し、その夫婦の両方又はどちらか一方が、町内に住所を有し、かつ40歳以下であるもの（町外に住所を有する者については、本町に住所を移した日をもって対象者）	
					誕生ポイント	30ポイント付与（1ポイント1＝10,000円） ※子ども1人につき上記ポイント付与 ※ポイントは町内のみで使える美郷町商品券（1,000円×10枚）に交換できる		町内に住所を有し、出生届けを提出した者	
2	補助金	環境	新エネルギー設備導入促進事業補助金	企画推進課	太陽光発電設備	①太陽電池出力1kwにつき5万円以内（上限20万円） 住宅用加算額・・・太陽電池出力1kwにつき1万円加算（上限4万円） 事業所用加算額・・・①の補助金額の3分の1以内を加算 ※加算については、その他要件あり。	住宅または事業所に太陽光発電設備を導入する費用	住宅の所有者または事業所の代表者	設備の要件によりパターンが変わる。詳細は担当課まで。 中古品は対象外
					太陽熱利用設備	次の1及び2の合計額 1 自然循環型太陽熱温水器を設置する場合は3万円 2 強制循環型ソーラーシステムを設置する場合は設置費用の2分の1以内（上限30万円）	住宅または事業所に太陽熱利用設備を導入する費用		中古品は対象外
					木質バイオマス熱利用設備	次の1及び2の合計額 1 基本額…設置費用の3分の1以内（上限20万円） 2 加算額…基本額の3分の1以内の額	住宅又は事業所に木質バイオマス熱利用設備（木質ペレットストーブ、薪ストーブ、木質ペレットボイラ又は木質チップボイラ）を設置する場合		中古品は対象外
					風力発電、地中熱ヒートポンプ等の新エネルギー設備	設置費用の3分の1以内（上限20万円）	住宅、事業所又は共同利用施設の用に供するため風力発電設備、小水力発電設備、地中熱ヒートポンプ等の新エネルギー設備を設置する場合		中古品は対象外
					小水力発電設備	次の1及び2の合計額 1 基本額…設置費用の3分の1以内（上限20万円） 2 加算額…基本額の3分の1以内の額			中古品は対象外
					蓄電池設備	太陽光発電設備と同時に蓄電池設備を導入する際に補助。（上限10万円）	住宅または事業所に蓄電池設備を導入する費用		中古品は対象外

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 住まい・定住

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
3	補助金	定住 対策	空き家利活用推進事業補助金	美郷暮らし推進課	残置物処分費	10/10（上限10万円） ※同一申請者に対して1回限り	家財道具の処分に係る費用（ごみ処理手数料、収集及び運搬料金、運搬に使用した車両の賃借手数料、特定家庭用機器リサイクル料金等）並びに庭木の剪定、伐採及び除草作業等を地域自主組織又は町内業者に委託した際の費用	空き家所有者 自治会 入居予定者	
					ハウスクリーニング費	10/10（上限10万円） ※同一申請者に対して1回限り	ハウスクリーニングを地域自主組織又は町内業者に委託した際の費用 委託先が町内にない場合は町外業者に対する委託費も対象		
					適正管理委託費	10/10（上限12万円） ※上限額に達するまでは、何度でも申請可能。 ※同一申請者に対して1回限り	空き家の適正管理を地域自主組織又は町内業者に委託した際の費用		
4	補助金	耐震・ 移転	木造住宅耐震化等促進事業補助金	総務課	耐震診断事業	2/3 一般診断の場合：上限6万円 精密診断の場合：上限8万円	補助対象住宅の耐震診断に要する経費（一般診断及び精密診断）	以下の者（全てに該当） ①町内の木造の居住用住宅（併用住宅を含む。） ②階数が2以下のものを所有するもの ③昭和56年5月31日以前に建築又は着工 ④耐震診断で上部構造評点が1.0未満	
					耐震改修事業	23/100（1棟あたり上限50万円）	耐震改修に要する経費（耐震改修に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む。）		
5	補助金	耐震・ 移転	がけ地近接危険住宅移転事業補助金	総務課	移転事業	予算の範囲内（国の定める額を上限）	①危険住宅の除去等要する経費 危険住宅の撤去費、跡地整備費、動産移転費、仮住居費及びその他移転に伴う経費 ②危険住宅に代る住宅の建設（購入を含む。）に要する経費 住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得又は造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金に係る利子年利8.5パーセントを限度とする。）の支払に要する経費	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者	
6	補助金	定住 対策	定住者向け住宅改修事業補助金	美郷暮らし推進課		1/2（15万円以上50万円を上限）	居住の用に供する家屋の機能向上のために行う修繕、又は設備の改善	①UIターン者が美郷町内で居住する住宅 ②地域おこし協力隊 ③美郷町内に住所を有する40歳以下の者が居住する住宅	平成33年度で終了

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 住まい・定住

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
7	補助金	定住対策	定住新築住宅等補助金	美郷暮らし推進課		1年度に支払った固定資産税相当額（1年度10万円、10年を限度） ※1,000円以下切り捨て	①新築にあつては、延床面積が50平方メートル以上のものを対象とし、平成27年度から平成31年度までの間に新たに固定資産税が賦課されるものの固定資産税。 ②増築にあつては、増築部分のみを対象とし、平成27年度から平成31年度までの間に新たに固定資産税が賦課されるもの。	①取得した住宅の所有者の内の一人であるとともに、当該住宅の固定資産税の納税義務者であること。 ②本人又はその配偶者の年齢が40歳以下であること。 ③当該住宅新築工事完了時に、美郷町の住民基本台帳に記録され、かつ、その住宅に居住し始めた日から10年以上居住することを宣誓した者であること。 ④同一世帯に属する者全員が町税及び町に納付する徴収金を滞納していない者であること。 ⑤公共工事に伴う移転補償で住宅を建設する者でないこと	平成33年度で終了
8	報償金	定住対策	縁結びコーディネート事業	美郷暮らし推進課		コーディネーターを通して、結婚し、町内に居住することになった場合、コーディネーターに10万円／1件につき	縁結び事業の趣旨に賛同する、町長がコーディネーターとして適当と認めた者		
9	補助金	道路	生活道路整備事業	建設課	生活道路改良事業	事業費100万円を上限 ※申請者負担率 20%（ただし、生活保護世帯100%免除、独居老人世帯40～70%免除）	①道路全幅員2メートル以上3メートル以下で各戸までの道路延長とし、各戸1路線を限度として事業を実施する。ただし、宅地内は除く。 ②この事業で行う改良は、拡幅、曲線修正、勾配修正等とし、碎石舗装までとする。 ③この事業で行う舗装は、アスファルトによる簡易舗装とする。	生活道を利用する者	
					生活道路舗装事業	事業費60万円を上限 ※申請者負担率 20%（ただし、生活保護世帯100%免除、独居老人世帯40～70%免除）			